

日 絹 月 報

令和2年1月号 第514号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 工業会会長・連合会理事長の年頭所感
2. 令和2年度政府予算案・税制改正(含む、令和元年度補正予算案)
3. 日本繊維産業連盟 年次総会を開催
4. 絹・合織織物の展示会開催等助成事業の公募
5. 絹・合織織物の海外展示会(ミラノ・ウニカ) 出展支援事業の公募

◇ 工業会会長・連合会理事長の年頭所感 ◇

年 頭 所 感

一般社団法人日本絹人織織物工業会
会 長 渡 邊 隆 夫

新年あけましておめでとうございます。

清々しい初春をお健やかに迎えられましたこと、心からお祝い申し上げます。

日本経済は、内需は堅調ながら、外需は中国やアジア向けに下げ止まりの動きが見られることから製造業の生産は伸び悩んでおり、輸出に力強さが無い状況であります。

繊維産業を取り巻く事業環境は依然として厳しく、生産、消費、貿易等多くの指標はリーマンショック前の水準を下回っておりますが、人口増加と一人当たりGDPの拡大を受け、衣食住の中核に位置する世界の繊維市場は拡大しており、1991年をピークに大幅に縮小した我が国繊維産業にとっても、潜在的には世界市場の拡大という「チャンス」が目の前に広がっているのも事実であります。

和装業界については、平成29年5月に「和装業界の商慣行に関する指針」（17項目）が公表されました。和装の持続的発展を図るためには、川上・川中・川下の各事業者が適切に機能を発揮し、サプライチェーン全体にわたる適切な取引の確保と付加価値の向上を図るとともに、自らの目先の利益にとらわれるのではなく、消費者本位の商品・サービスを提供し、消費者との継続的な信頼関係を構築することが不可欠であり、和装業界が自主的に実施することが望ましいとされております。各団体が賛同を表明し、きもの業界にかつて無かった川上・川中・川下の合意が形成されました。

産地振興なくしてきもの文化の発展はない、また、市場振興のためには消費者を護る業界モラルをしっかりと認識することが不可欠であり、取引業者間及び消費者に対しても安全かつ安心なきもの市場を確立することを約束する「きもの安全・安心宣言」（9項目）を関係団体で取り纏め推進していくこととしました。

当会といたしましては、展示会、新商品開発、新市場の創出、人材育成など産地組合が行う積極的な各種事業に対して、今後も支援してまいりますので、会員の皆様におかれましては引き続き会の運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、年頭のご挨拶といたします。

年 頭 所 感

日本絹人繊維物工業組合連合会
理事長 山 本 一 人

新年明けましておめでとうございます。

令和2年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

日本経済は、内需は堅調ながら、外需は中国やアジア向けに下げ止まりの動きが見られることから製造業の生産は伸び悩んでおり、輸出に力強さが無い状況であります。

繊維産業を取り巻く事業環境は依然として厳しく、生産、消費、貿易等多くの指標はリーマンショック前の水準を下回っておりますが、人口増加と一人当たりGDPの拡大を受け、衣食住の中核に位置する世界の繊維市場は拡大しており、1991年をピークに大幅に縮小した我が国繊維産業にとっても、潜在的には世界市場の拡大という「チャンス」が目の前に広がっているのも事実であります。

昨年、日本繊維産業連盟が2030年に我が国繊維産業を取り巻く状況がどのようになっているかを見越した繊維産業の「あるべき姿」を前提に「あるべき姿」を実現するために解決すべき繊維業界共通の課題・方向性を整理し、繊維業界に向けて発信するとともに、課題解決に向け、当面の対応策を提示することを目的とした提言書を取り纏めたところであります。

当会が出展支援を継続しているJAPAN CREATIONへの参加者は一昨年に続いて昨年も最多となり、Milano Unicaへの出展支援にも多数の企業の参加があり、ものづくり企業にとって重要な販路開拓、新市場の創出といった課題克服に向けて進んでおります。このようにして、日本が世界トップの高い技術力を有する高性能・高機能繊維の特性、織物技術を活かした、グローバル化への対応、新商品開発、販路開拓、新市場の創出、人材育成等の取り組みに対して引き続き支援を続けてまいります。

産地では、就業者の高齢化、後継者・人材不足問題が喫緊の課題の一つであります。また、外国人技能実習生の受入れについても、必要不可欠であることから、外国人技能実習生の5年間受入れのための制度の早期確立に協力するとともに、制度の適切な運用に努めてまいります。

多様化する繊維産地のニーズにお応えするために、今後も全力で諸問題解決に取り組む所存でありますので、会員各位の絶大なるご支援ご協力を心からお願い申し上げ新年のご挨拶といたします。

◇ 令和2年度政府予算案・税制改正（含む、令和元年度補正予算案） ◇
（生活製品課関連）

令和2年1月
経済産業省

令和2年度政府予算案のうち、生活製品課関連産業が活用しうる主な業種横断的施策は、以下のとおり。

1. 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進

(1) 事業承継・世代交代集中支援事業

（元年度補正：64.0億円）

問い合わせ先：中小企業庁財務課、金融課

・喫緊の課題である事業承継問題を解決するため、10年程度の事業承継の集中実施期間の中で、事業承継ニーズを掘り起こします。具体的には、各都道府県に構築された

事業承継ネットワークをベースとし、地域密着型で専門家派遣等を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図ります。

- ・また、承継後に行う設備投資等の新たな取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の後継者教育の型を明らかにします。
- ・後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、経営者保証解除に向けた専門家による支援・確認を行います。

(2) 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

(2年度予算案額：72.9億円(59.0億円))

問い合わせ先：中小企業庁創業・金融課

・①経営安定関連保証等対策費補助事業

信用保証協会が、事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設し、専門家による確認を受けた場合保証料を大幅軽減します。本事業は、その保証料の大幅軽減を実施するための補助事業です。

信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。これにより、自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じている中小企業者等に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図ります。

・②信用保証協会による経営支援対策費補助事業

中小企業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。

・③中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業

認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業者の経営力の強化の取組を支援します。

(3) 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

(2年度予算案額：75.1億円(70.1億円))

問い合わせ先：中小企業庁金融課、財務課

- ・各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

(再生支援等)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

(事業引継ぎ支援)

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、令和元年度に全国拡大する「後継者人材バンク」を活用し、後継者不在事業者と創業希望者とのマッチング支援を強化します。

(4) 連結納税制度の見直し(法人税) (拡充)

- ・連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度。
 - ・事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能にする基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直しを行う。
 - ・この際、機動的な事業再編を後押しするため、グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小するなどの見直しを行う。
- また、グループ経営の実態に即した税制とするため、研究開発税制や外国税額控除等、グループ一体で活用されるべき税制の取扱いや、既存の連結納税適用グループの親会社繰越欠損金の取扱いは維持する。

(5) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

(登録免許税・不動産取得税) (延長)

- ・後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承を図ることが重要。
- ・認定を受けた経営力工場計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限を2年間延長する。

2. 生産性向上・デジタル化

(1) 中小企業生産性革命推進事業 (元年度補正：3,600億円)

問い合わせ先：中小企業庁技術経営革新課、小規模企業振興課、商務・サービスG サービス政策課

- ・中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- ・このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業(仮称)」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ

機動的に実施します。

- ・当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。(持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件)

※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

(2) ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

(2年度予算案額：10.1億円(50.0億円))

問い合わせ先：中小企業庁技術経営革新課、地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

- ・中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」を当初予算化し、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的にします。
- ・「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- ・また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等を支援します。
- ・加えて、幹事企業が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。
- ・当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。

※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

(3) 「共創型」サービス・IT連携促進事業

(2年度予算案額：5.0億円(新規))

問い合わせ先：商務・サービスG サービス政策課

- ・国民全体の所得の伸びを実現するためには、就業者の太宗が働く中小企業のサービス生産性革命が必要であり、そのための最も重要な鍵は、デジタル・トランスフォーメーション(IT投資による抜本的な業務・組織改革)です。

- ・政府はIT導入補助金等による支援を進めてきましたが、その過程を通じて、たとえば以下のような「ITツール側の課題」も明らかになりました。
 - ① ITツールがUI(User Interface)、UX(User Experience)といった利用者目線で構築されておらず、使い勝手の課題が大きい。
 - ② サービス現場の全業務プロセスに一气通貫で対応できるITツールが不足。
 - ③ 無数のITベンダーが限定的な業務プロセスにしか対応しないITツールを無数に提供しているが、他社製品とのAPI連携もとれないITツールが多い。
- ・こうした課題の解決に向けて、「供給側」に立つITベンダーが**API連携等により既存の複数のITツールを連携・組合せたITツール**を、「顧客」となる**中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援**します。
- ・また、その際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援します。

(4) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

(2年度予算案額：12.0億円(10.1億円))

問い合わせ先：中小企業庁小規模企業振興課

- ・小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。
- ・一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、既存の顧客・商圈を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- ・そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援します。

(5) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

(2年度予算案額：42.4億円(47.8億円))

問い合わせ先：中小企業庁経営支援課、地域経済産業グループ地域企業高度化推進課、中小企業庁金融課

- ・中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- ・全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会(GNCJ)」を設置します。
- ・特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- ・担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

(6) 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援体制強化事業

(元年度補正：10.0億円)

問い合わせ先：中小企業庁経営支援課

- ・令和2年4月の中小企業への時間外労働の上限規制の適用開始が迫る中、より一層、業務効率化等を迫られている中小企業・小規模事業者の生産性向上や人手不足等の経営課題解決を促進し、働き方改革の対応に向けた支援を実施する必要があります。
- ・そのため、中小企業が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に設置されている「よろず支援拠点」の体制強化を図ります。

(7) AI人材連携による中小企業課題解決促進事業

(2年度予算案額：6.2億円(新規))

問い合わせ先：商務情報政策局総務課、情報経済課、情報技術利用促進課、中小企業庁技術・経営革新課

- ・我が国の全体としての生産性の大幅な向上が求められる中でも、とりわけ、大企業と比して低水準にある、中・小規模事業者の労働生産性の向上は、喫緊の課題です。
- ・そのため、中小企業の実質的な生産性の抜本的改善が期待される、AI等の先端技術の実装による解決を進めていくことが不可欠です。また、同時に新たな産業力の強化も期待されます。
- ・本事業では、①解決すべき課題を媒介に中小企業等がAI人材とマッチングし協働で課題を解決していくこと、②成功事例の展開により、企業とAI人材の連携を進め、中小企業のAI導を促進します。

(8) 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(2年度予算案額：459.5億円(551.8億円))

※()内のうち臨時・特別の措置120.4億円。

問い合わせ先：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

- ・工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。
 - ①工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」の高度な省エネ取組を重点的に支援します。
 - ②ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH：ゼッチ)の実証支援再エネ自家消費・省エネ深掘を目指したZEHや、超高層の集合住宅におけるZEHの実証等により、新たなZEHモデルの実証を支援します。
 - ③ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB：ゼブ)の実証支援 ZEB の設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物(新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上)について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横

展開を図ります。

- ④次世代省エネ建材の実証支援既存住宅において省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

(9) 生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金

(元年度補正：50.0億円)

問い合わせ先：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

- ・中小企業等の工場・事業場等における生産性及び省エネ性能の高い生産設備投資を支援することで、エネルギーコストの低減及び生産性の向上を促進し、競争力の強化に繋がります。
- ・従来の事業（設備単位）では補助の対象外としていたレーザー加工機や射出成形機など、生産性及び省エネ性能の高い特定の生産設備を対象とし、導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設します。

(10) 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

(2年度予算案額：9.6億円(10.7億円))

問い合わせ先：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

- ・省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行います。

① 省エネ診断事業・情報提供事業（平成26年度～令和2年度）

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネ関連のセミナーに講師を無料で派遣します。

② 地域の省エネ取組支援事業（平成16年度～令和2年度）

省エネやCO2削減に係る相談に対応できる支援拠点を全国に構築する（省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業）とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し（地域の省エネ推進情報提供事業）、地域における省エネ支援の充実化を図ります。

(11) 省エネルギー設備投資に係る利子補給金 助成事業費補助金

(2年度予算案額：12.7億円(15.0億円))

- ・省エネ設備の新規導入や増設、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- ・具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設

備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

(12) 更なる投資促進に向けた国内設備投資要件の強化 (法人税、所得税、法人住民税・事業税) **(拡充)**

- ・収益が拡大しているにも関わらず、賃上げや設備投資に積極的でない大企業に対し、キャッシュアウトを促すため、研究開発税制等の生産性向上に資する租税特別措置の適用が停止される要件のうち、設備投資要件を強化。
- ・設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業の賃上げ・生産性向上のための税制について、設備投資要件を厳格化。

3. 地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大

(1) インバウンド需要拡大推進事業

(元年度補正：5.0億円)

問い合わせ先：商務・サービスグループクールジャパン政策課②地域経済産業グループ中小企業庁商業課

- ・訪日外国人客は増加しており、昨年は3千万人を越え、消費額は4.5兆円に達しています。地域活性化を進めるためには、観光消費を更に拡大していく必要があり、外国人目線で魅力ある商品・サービスづくりや環境づくりを推し進めることが必要です。
- ・このため、商品・サービスをまとめて提供する事業者と、外国人目線で商品・サービスづくりをできる国外関係者との連携（マッチング）を支援するとともに、事業者に対するアドバイス・磨き上げ・プロモーション等を支援します。
- ・また、地域の中小商業・サービス業のグループ等が、様々な企業と連携して、新たな商品・サービスを開発・導入する取組等を支援することにより、地域での訪日外国人消費額の増加、中小商業・サービス業の生産性の向上に繋がります。

(2) 大企業人材等の地方での活躍推進事業

(元年度補正：5.0億円)

問い合わせ先：中小企業庁 創業・新事業促進課、地域経済産業G 地域経済産業政策課

- ・地域における起業や、兼業・副業も含めた中小企業への人材供給を進めることは、喫緊の課題となっています。その加速に当たっては、既に各地域で活動している人材のみならず、大企業等において知識・スキル・経験を蓄積した都市圏の人材等も含めて、起業・兼業・副業を後押ししていくことが必要となります。
- ・中でも、地方創生や社会貢献への意欲が高い大企業の中堅人材等が、人材不足に苦しむ中小企業・ベンチャー支援等で活躍するケースも存在しており、こうした動きを起業や中小企業支援にも波及させていくことが重要です。
- ・他方、大企業人材等が外部で活躍するためには、その知識・スキル・経験を、起業や中小・ベンチャー支援で求められる水準に向上・アジャストする必要があります。

- ・このため、大企業の中堅人材等を対象として、経営関連の知識や大企業とは異なるコミュニケーションスキル等の習得に向けた教育を行う取組等を支援するほか、地方の中小企業等にとっての有効な人材確保手法等に関する調査を行うことにより、意欲のある大企業人材が地域経済という新たな活躍の場を得る機会や、地域の中小企業等が新たな人材を獲得する機会を提供します。

(3) キャッシュレス・消費者還元事業 (元年度補正：1,497億円)

問い合わせ先：商務・サービスグループキャッシュレス推進室

- ・令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。
- ・本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

(4) 地域未来投資促進事業費 (2年度予算案額：142.7億円(158.6億円))

問い合わせ先：地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課、中小企業庁技術・経営革新課

- ・地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進することが重要です。
- ・このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、地域企業による新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、さらには、中小企業による、ものづくりの基盤技術に関する研究開発や革新的なサービスモデル開発等を支援します。

(5) 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

(2年度予算案額：5.0億円(新規))

問い合わせ先：地域経済産業グループ地域産業基盤整備課、中小企業庁 創業・新事業促進課、技術・経営革新課、商業課

- ・地域において過疎化が進む一方で、地域・社会課題は多様化・複雑化しており、地方公共団体やNPO法人等の地域内の関係主体だけで課題に対応していくことが困難になりつつあります。
- ・このため、地域内外問わず、事業の実施主体となる中小企業等※が、地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組み（「地域と企業の持続的共生」）を支援します。（※中小企業等：中小企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人）
- ・具体的には、中小企業等（大企業との連携を含む）が、複数の地域に共通する地域・社会課題（例：生活サービスの提供、地域の活性化、地域資源の活用等）について、隣接地域を巻き込んだり、点在する地域を束ねたりするなどして、技術やビジネスの

視点も取り入れながら一体的に解決しようとする取組みを支援し、成功事例の他地域への普及を促進します。

- ・また、起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図ることにより、将来の創業者の育成を行います。

(6) JAPANブランド育成支援等事業 (2年度予算案額: 10.0億円(新規))

問い合わせ先: 中小企業庁創業・新事業促進課

- ・人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要を獲得し付加価値を高めていくことがより重要となっています。海外展開等を進める上では、市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、磨き上げた上で販路開拓に繋げていくことが不可欠です。
- ・このため、本事業では、中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。
- ・その際、ECやクラウドファンディング、地域商社による輸出支援など、販路開拓の手法が多様化しつつあることを踏まえ、新たな販路開拓のノウハウを持つ支援事業者と連携した取組を重点的に支援します。

(7) 現地進出支援強化事業 (2年度予算案額: 14.2億円(新規))

問い合わせ先: 通商政策局総務課、貿易経済協力局投資促進課

中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施します。

- ・出展効果が高い海外見本市に加えて、医療機器や航空機などフロンティア産業の海外見本市への出展を拡充し、中小企業の更なる海外市場の獲得を後押しします。
- ・中小企業が抱える個別課題の解決等を目的とした「海外展開支援プラットフォーム事業」において、各業界の豊富な知識や人脈を活かした商談アレンジや、事後にバイヤーのフォローを行うマッチングコーディネーターを拡充し、商談の質や幅を改善します。
- ・中小企業等の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。

(8) 中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業

(元年度補正: 29.0億円)

問い合わせ先: 貿易経済協力局 貿易振興課、通商政策局 経済連携課、通商政策局 総務課、通商政策局 欧州課、貿易経済協力局 投資促進課

- ・日米貿易協定の妥結等により拡大が見込まれる海外市場への販路開拓を目指す我が国中堅・中小企業等に対し、企業のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。
- ・具体的には、国、支援機関等で構成される「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用し、海外展開のあらゆる段階における専門家のサポートを実施します。

- ・また、TPPや日EU・EPA、日米貿易協定等の活用を促進するため、中小企業等に対して、実践的な内容で知識の定着を図るE-learningの提供や、パンフレットや解説書の作成・配布、説明会の開催の拡充等を行い、きめ細やかな情報提供等を強化します。
- ・英国のEU離脱に対する産業界の懸念を払拭し、離脱後の日英経済関係構築に向けた検討を実施するため、事業者向けのセミナーや個別相談対応等を実施します。
- ・利用企業の利便性と支援サービス向上のためのデータベース構築とともに、AI技術を活用したマッチング高度化に向けた実証を行います。
- ・これらに加えて、海外の主要なECサイトへの「ジャパンモール」の設置・デジタル広告・キャンペーンイベント等により、中堅・中小企業の地域産品等の販路拡大を支援します。

(9) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業

(2年度予算案額：42.7億円(44.0億円))

問い合わせ先：貿易経済協力局 技術・人材協力課、通商政策局 アジア大洋州課、貿易経済協力局 貿易振興課

- ・新興国の経済発展に貢献するため、日本企業の技術・ノウハウを活用した官民連携による技術協力に取り組みます。
- ・また、本事業による技術協力を通じて、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押しします。

(10) 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業費

(2年度予算案額：2.9億円(新規))

問い合わせ先：貿易経済協力局貿易振興課

- ・近年、中堅・中小企業による輸出額は増加しているものの、日本の中小企業で輸出をしている企業の割合は、他の先進国に比べて低い(独25%、英20%、仏10%、日5%)状況です。
- ・中堅・中小企業が輸出を増加させるには、EC市場の拡大などマーケット環境の変化や、海外での販売先・提携先の確保、通関手続、決済対応といった様々な課題への対応が求められます。
- ・本事業では、こうした変化や課題に対応した、民間事業者間の連携による新たな輸出ビジネスモデルを創出するため、以下の取組を推進します。
 - ①民間事業者による有望な輸出支援の取組への実証的な支援
 - ②輸出に係る多様なビジネスモデルの調査、輸出戦略の形成・横展開
- ・これらの取組を通じて、輸出ビジネスにおける多様な課題へ対応するとともに、最終的には、中堅・中小企業の海外展開が民間企業間の連携により、自律的に拡大する仕組みの構築を目指します。

(1 1) グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業

(2 年度予算案額：13.0 億円 (8.0 億円))

問い合わせ先：経済産業政策局新規事業創造推進室、商務情報政策局情報経済課、産業技術政策局技術振興・大学連携推進課

- ・ Society 5.0 の実現のため、イノベーションの担い手であるスタートアップは重要な存在ですが、我が国発のユニコーン企業（創業 10 年未満で時価総額 10 億ドルを超える企業）は依然として少ない状況です。世界ではイノベーションの聖地といわれるシリコンバレーのみならず、「フレンチ・テック」を旗印に世界各国に進出するフランスや、イスラエル、中国深圳など、各国・各地域間でのスタートアップ・エコシステム競争が激化している状況です。
- ・ 今後、第 4 次産業革命の下で、我が国の国際競争力の向上のため、スタートアップ・エコシステム（グローバルにインパクトを生み出す起業家やスタートアップ、イノベーション企業が自律的、連続的に生み出される仕組み）を強化し、世界で勝てるスタートアップを次々と創出することが急務です。
- ・ 本事業では、「J-Startup」プログラムに参加する企業を含め、我が国スタートアップのニーズを的確に把握し、各フェーズに合った支援を行い、ユニコーン企業への成長を促進します。また、ユニコーン企業の創出に向け、グローバルに活躍できるイノベーターの育成やものづくりスタートアップ企業への量産化等支援を実施し、スタートアップ・エコシステムの基盤となるプレイヤー層を強化します。

※J-Startupプログラム：グローバルで活躍するスタートアップを官民で集中支援する取組。

(1 2) 研究開発型スタートアップ支援事業

(2 年度予算案額：27.5 億円 (17.2 億円))

問い合わせ先：産業技術環境局技術振興・大学連携推進課、産業技術環境局大学連携推進室

- ・ Society 5.0 の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は重要な存在です。特に、研究開発型スタートアップは、スピード感を持った果敢な研究開発により技術的優位な立場を構築できるため、技術イノベーションの担い手として期待される存在で、その創出や成長のための環境整備が重要です。
- ・ しかしながら、研究開発に要する期間の長さ、資金調達の難しさ、成功ノウハウ蓄積の少なさなど、研究開発型スタートアップを取り巻く環境は依然として厳しく、自律的・連続的に創出・成長が繰り返される「エコシステム」の構築には未だ至っていません。
- ・ このため、本事業では、将来的にJ-Startup (※) 対象企業に選出されるような、急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、その事業段階に応じた支援を関係者のコミットを得ながら行うことにより、成功モデルの創出と関係者の定着を通じたエコシステムの構築を目指します。
- ・ 具体的には、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) を通じ、成長性を秘め

た研究開発型スタートアップに対して、支援人材、ベンチャーキャピタル、研究機関、事業会社等の協力を得ることを条件に、実用化開発等に係る費用等を支援します。

※「J-Startup」とは、グローバルで活躍できるスタートアップ企業を官民により集中支援する取り組みです。

(13) 研究開発型スタートアップ支援事業 (2年度予算案額: 30.2億円)

問い合わせ先: 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課、産業技術環境局大学連携推進室

- ・ Society 5.0の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は重要な存在です。このため、政府戦略(統合イノベーション戦略2019等)において、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」することが目標として掲げられています。
- ・ 特に、研究開発型スタートアップは、スピード感を持った果敢な研究開発により技術的優位な立場を構築できるため、技術イノベーションの担い手として期待される存在で、その創出や成長のための環境整備が重要です。
- ・ しかしながら、研究開発型スタートアップを取り巻く環境は依然として厳しく、自律的・連続的に創出・成長が繰り返される「エコシステム」の構築には未だ至っていません。特に、事業化の前段階における、研究と事業化の間のGap(空白)を埋める資金(Gap Fund)は、リスクが高く民間からの調達が困難な状況です。
- ・ そこで、本事業において、Gap Fundを通じてシーズ案件を重点的に支援し、創業数を向上することで、その後の支援フェーズに繋げ、ユニコーン組成を後押しします。
- ・ 具体的には、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じ、優れた技術シーズを活用した事業構想を持つ起業家候補に対し、スタートアップ立ち上げ活動を支援します。

(14) 戦略的国際標準化加速事業 (2年度予算案額: 19.4億円(22.3億円))

問い合わせ先: 産業技術環境局基準認証政策課

- ・ 第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- ・ このため本事業では、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備に必要となる分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案などの事業を実施します。国際標準化に必要な場合は、日本産業規格(JIS)の開発を併せて実施します。
- ・ また、国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指して、国際標準化戦略に係る調査研究、国際標準化機関における政策・マネジメントへの適切な関与

や海外標準化機関との標準化協力、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材（国際標準化機関の国際幹事・議長候補等）の育成等を行います。

（15）省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費

（2年度予算案額：25.8億円（26.3億円））

問い合わせ先：産業技術環境局基準認証政策課

- ・第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- ・このため本事業では、我が国が強みを有する省エネルギー等に関する製品・システム等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築などの事業を実施します。
- ・また、国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指して、国際標準化戦略に係る調査研究、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材（国際標準化機関の国際幹事・議長候補等）の育成等を行います。

（16）オープンイノベーション促進税制の創設（法人税、法人住民税、事業税）（新設）

- ・アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。
- ・事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。（事前認定は行わない）

（17）特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例および特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）（所得税・個人住民税）

（新設）

- ・創業間もないベンチャー企業にとって資金調達は依然大きな問題。
- ・そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、時代の変化に対応した制度とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- ・具体的には、対象ベンチャー企業の拡大や多様な層の投資家が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

4. 経営の下支え、事業環境の整備

(1) 日本政策金融公庫補給金 (2年度予算案額：162.8億円(164.1億円))

問い合わせ先：中小企業庁金融課

- ・日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。

(1) 一般利差補給金

(特別利率による融資等における金利引下げ分の補填)

(2) 中小企業金融円滑化利子補給金

(担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填)

(3) 中小企業経営力強化資金融資事業補給金

(認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填(国民生活事業))

(2) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

(2年度予算案額：42.5億円(42.5億円))

問い合わせ先：中小企業庁小規模企業振興課

- ・中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- ・こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- ・また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- ・本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

(3) 消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業費

(2年度予算案額：31.2億円(32.5億円))

問い合わせ先：中小企業庁取引課

- ・中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、積極的に消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行います。そのために、時限的に転嫁対策調査官(転嫁Gメン)を措置し、監視・検査体制の強化を図ります。
- ・取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引先から転嫁拒否等の違反行為を

受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施し、積極的な情報収集・取締りを行います。

- ・消費税転嫁対策特別措置法の違反行為を未然に防止するための特別講習会の開催、下請かけこみ寺の利用促進に係る広報等を実施します。また、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査等を実施します。

(4) 中小企業取引対策事業

(2年度予算案額: 9.8億円(9.6億円))

問い合わせ先: 中小企業庁取引課

- ・「未来志向型の取引慣行に向けて」で掲げた3つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善）への対処のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や取引条件改善状況調査等の実施や、価格交渉サポート等事業を実施します。これら事業を通じ、親事業者と下請事業者双方の取引適正化や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ります。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。

(5) 小規模事業者対策推進等事業

(2年度予算案額: 59.2億円(50.3億円))

問い合わせ先: 中小企業庁小規模企業振興課

- ・小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っており、平成31年度から令和5年度までの5年間で以下取組を支援します。
- ・商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。
- ・全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する商工会、商工会議所等と連携し、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- ・働き方改革等、制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう商工会・商工会議所等が、窓口相談や専門家を派遣します。

(6) 商店街活性化・観光消費創出事業 (2年度予算案額: 30.0億円(50.0億円))

問い合わせ先: 中小企業庁商業課地域経済産業グループ中心市街地活性化室

- ・商店街は多種多様な店舗が集積し、「地域の顔」として、消費者に対して面的な魅力を提供しています。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。

- ・このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の機会を捉え、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげることが重要です。
- ・このため、本事業では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

(7) 中小企業・小規模事業者人材対策事業

(2年度予算案額：11.7億円(13.7億円))

問い合わせ先：製造産業局自動車課、中小企業庁経営支援課、創業・新事業促進課

- ・我が国の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景として、中小企業・小規模事業者における人材不足は深刻化しており、求人難が各企業の経営課題として占める割合は増大しています。
- ・中小企業の経営課題に即した多様な形態（兼業・副業等）の解決人材（氷河期世代、女性、高齢者等）を確保するため、地域内外からの人材確保を支援します。
- ・加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援します。

(8) 製造業における外国人材受入れ支援事業

(2年度予算案額：2.5億円(1.0億円))

問い合わせ先：製造産業局総務課、経済産業政策局産業人材政策室

- ・深刻な人手不足に対応するため、2019年4月より、改正入管法に基づく「特定技能外国人」の受入れが開始されました。
- ・本制度の対象となる3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）では、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立上げに向けた支援が必要となっています。
- ・本事業を通じて、外国人材受入れに必要なノウハウを展開するため、相談窓口を運営し、セミナー・研修を開催します。また、2019年3月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の取組の一環として、地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行います。
- ・加えて、製造3分野に係る試験問題を作成・翻訳するとともに、関係機関と調整の上で試験を実施します。

(9) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金参入の特例措置の延長

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

(延長)

- ・中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万までを限度に、即時損金参入することが可能となる税制措置。
- ・中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

(10) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

(法人税・法人住民税・事業税)

(延長)

- ・法人が支出した交際費等は原則として損金に参入できないとされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金参入することが可能。
- ・販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であることを踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

◇ 日本繊維産業連盟が年次総会を開催 ◇

日本繊維産業連盟は、1月17日(金)に年次総会を開き2020年の活動方針を決定した。

冒頭のあいさつで鎌原会長は、「昨年各地で豪雨や台風、地震など自然災害の影響を多く受けた年でありました。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を祈念する次第です。

年明け早々に米国とイランの対立が激化するというニュースもありました。世界経済は元々米中摩擦、欧州の政治問題、香港デモといった昨年来の懸念材料を受けて、各地域で同時減速という状況でもあります。また、本年後半には回復に向かう見通しではありますが、通年で見ますと、高い成長は望めない状況になっています。

日本経済も世界経済の減速を受けて、生産活動は輸出向けを中心に力強さを欠いている状況ですが、一方で、今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、景気への好影響が期待されています。

また、IoTやAIの導入とそれを活用した企業行動の変革などを意味する「第四次産業革命」は世界の潮流となってきています。日本経済の持続的成長に向けて、これに対応した改革を進めていく重要性が問われていると考えています。

このような環境下で、通商面ではRCEP等の広域経済連携の交渉を進めることで、世界市場に向けた商流をさらに拡大し、需要創造につなげていける「チャンス」もあると考えています。

今、申し上げたチャンスに対して、我が国繊維産業も如何に対応していくか、近未来の

2030年に我が国繊維産業を取り巻く状況を見越した繊維業界の「あるべき姿」を前提に、その実現のため解決すべき繊維産業共通の課題・方向性を整理し、繊維業界等に向けて発信するとともに、当該課題解決に向け、日本繊維産業連盟としての当面の対応策を提示しました。」と発言された。

年次総会においては、2019年の活動報告が行われると共に2020年の活動方針が決定された。

2020年の活動方針は、「2030年にあるべき繊維業界への提言」～伝統から未来への設計図(New Design 2030)～の実現に向けての活動として①デジタル革命への対応：IoTによってネットワーク化した生産・流通・販売において未曾有の構造変化が起きているが、繊維産業の大層を占める中小企業においてはデジタル化への対応策に関する知見が不足して、対応の遅れが懸念されている。こうした中小企業の方々に対してセミナーの開催などを通じて、問題解決の糸口を見つける。②人材の確保：女性、高齢者の活用が進んでいる繊維産業においても、不足する人材を確保するために、外国人の活用は必要な状況である。それに向けて、「繊維産業技能実習事業協議会」において、各団体の協力のもとで、協議会での決定内容の実施に努め、特定技能制度の活用に必要な環境整備を図る。③海外展開支援：特に中小企業にとっては、ハードルの高い海外展開について、市場情報の提供、ビジネスマッチングなどを進めるため支援ネットワークの構築を検討する。④サステナビリティへの対応：繊維産業のサステナビリティにとって大きな課題の一つである取引適正化については、引き続き自主行動計画のフォローアップを通じて適正化を進める。また、地球温暖化、循環社会形成など環境問題については、必要な情報を共有し適切な対応を図る。これらを進めていく中で、イノベーションによる新たな価値の創造、新価値基準に対応したサプライチェーンの創造的向上によるバリューチェーン化を目指す。

従来からの通商問題、情報発信力・ブランド力強化、今後も拡大が期待できる海外市場に対して、日本の優れた繊維製品に関する情報を含め、ジャパブランド発信の取り組みを図るクールジャパン事業ともしっかりと連携していくこと、また、政府与党への政策要望などを進める等で構成されている。

◇ 絹・合繊維物の展示会開催等助成事業の公募 ◇

令和2年度 絹・合繊維物の展示会開催等助成事業の公募を下記のとおり実施します。

1. 公募期間

令和2年2月3日（月）～ 令和2年2月12日（水）

2. 公募方法

令和2年2月3日（月）にホームページ掲載

3. 事業の目的

日本独自の絹織物や高機能性を有する合繊織物の特性を広く国民にPRするとともに、新たな用途開発の促進により国民生活の向上に寄与するため、絹・合繊織物製造業者が行う展示会開催、新商品開発、情報発信事業への助成を行う。

4. 助成対象者

補助対象者が、次の（１）から（４）のいずれかに該当する者であること。（複数の補助事業者が連携して事業を実施することも可能ですが、代表となる者が取りまとめて申請してください。）

- （１）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- （２）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する商工組合又は商工組合連合会
- （３）（１）又は（２）以外の、法律に規定する組合又は組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの。
- （４）上記（１）から（３）に該当する者又は中小企業者（注1）を主とする4者以上の連携体であって、1者以上は絹・合繊織物の製造事業者で上記の（１）から（３）に該当する者の推薦を受けているもの。ただし、助成金を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費についてのみ助成金の対象になります。
（注1）中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいいます。

5. 助成の内容

- （１）原則1/2補助
- （２）助成対象経費は、本会が定める対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもの（いつでも提示可能なもの）。
なお、人件費（組合職員）、事務所等に係る家賃、光熱費、電話料金等、社会通念上不適切と認められる経費は対象となりません。

6. 対象事業

絹・合繊織物の普及に繋がる下記の事業とする。

- ① 新商品の開発（試作品・製品化・実用化）・普及
- ② 展示会（国内外）の開催・販路開拓・直販体制の構築
- ③ 広告・宣伝（消費者PR）
- ④ その他（絹・合繊織物の普及に繋がる事業）

7. 申請手続き

令和2年2月3日（月）～ 令和2年2月12日（水） 17時まで（必着）

【公募申請書（事業計画書）の提出先及び問い合わせ先】

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-15-12

一般社団法人 日本絹人織織物工業会 担当 松尾

TEL 03-3262-4101 FAX 03-3262-4270

◇ 絹・合織織物の海外展示会（ミラノ・ウニカ）出展支援事業の公募 ◇

1. 事業の目的

本事業は、日本独自の絹織物や高機能性を有する合織織物を海外にアピールするための支援として、下記展示会への出展支援事業の公募を行います。

2. 展示会名

・「The Japan Observatory」 at MU 2021 AW

会期：2020年（令和2年）7月7日（火）～9日（木）

会場：イタリア ミラノ市「Rho Fieramilano（ロー・フィエラ・ミラノ）」

3. 出展対象者

出展対象者は、日本の絹織物・化合織（長）織物の製造者を構成員とする団体（組合）及びこれらの団体（組合）から推薦された事業者。

4. 公募期間

令和2年2月3日（月）～令和2年2月17日（月） 17時まで（必着）

5. 公募資料（公募要領、申請書等）

資料等詳細は、公募期間中の本会ホームページより入手してください。

【公募申請書（事業計画書）の提出先及び問い合わせ先】

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-15-12

一般社団法人 日本絹人織織物工業会 担当 大森

TEL 03-3262-4101 FAX 03-3262-4270

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net 21スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(公募中案件)

2020/01/10 掲載

令和2年度「伝統的工芸品産業支援補助金」（経済産業省）

伝統的工芸品産業の振興を図ることを目的として、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品の組合、団体及び事業者等が実施する事業の一部を国が補助することにより、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光業など異分野や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓などに対して支援を行います。申込締切2月14日(金)17時00分です。

・実施期間：2020/01/09 - 2020/02/14

2020/01/07 掲載

業務改善助成金（厚生労働省）

新規に追加されるコース（25円コース、60円コース、90円コース）の受付を開始しました。また、現行のコース（30円コース）の助成対象事業場について、事業場規模を30人以下から100人以下に拡大しました。現行のコースの申込締切は1月31日（金）、新規コースは延長を予定しています。

・実施期間：2020/01/06 - 2020/01/31

2019/12/27 掲載

セーフティネット保証制度（中小企業庁）

セーフティネット保証（経営安定関連保証）は、経営の安定に支障をきたしている中小企業の皆さまが市町村の認定を受けることで、一般保証とは別枠で最大2億8,000万円を利用できる保証制度です。対象中小企業者、手続きの流れ等はリンク先を確認ください。

・実施期間： - 2020/06/30

2019/12/10 掲載

中小企業退職金共済制度（中退共）（勤労者退職金共済機構）

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中退共制度（中小企業退職金共済制度）に加入しませんか？中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

・実施期間： 2019/12/09 -

2019/10/20 掲載

地域未来投資促進法（経済産業省）

地域未来投資促進法に基づき、事業者が、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。対象となる方は地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者です。

2019/10/19 掲載

中小企業退職金共済制度に係る新規加入掛金助成及び掛金月額変更掛金助成 （厚生労働省）

中小企業退職金共済制度には、新しく中退共制度に加入する事業主に新規加入助成と、の従業員の掛金を増額する事業主に、掛金月額変更助成があります。

2019/10/19 掲載

受動喫煙防止対策助成金（厚生労働省）

中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

2019/10/19 掲載

業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援 （厚生労働省）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

・実施期間： - 2020/01/31

2019/10/16 掲載

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）（厚生労働省）

有期契約労働者等に対して職業訓練（一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練）を行った場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

人材開発支援助成金（教育訓練休暇付与コース）（厚生労働省）

有給教育訓練休暇制度または120日以上長期教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を利用して自発的に訓練を受けた場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

人材開発支援助成金（一般訓練コース）（厚生労働省）

職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を行った場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

人材開発支援助成金（特定訓練コース）（厚生労働省）

OJT と Off-JT を組み合わせた訓練、若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する訓練など、効果が高い10時間以上の訓練を行った場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）（厚生労働省）

労働者数300人以下の中小企業が女性活躍推進のための行動計画に基づいた取組目標又は数値目標を達成した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）（厚生労働省）

育児・介護・配偶者の転勤等を理由とした退職者の再雇用に係る取組を行い、希望者を再雇用した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）（厚生労働省）

育休復帰支援プランを作成し、労働者の円滑な育児休業取得・職場復帰のための取組を行い、育児休業等取得者が出たほか、育児休業に係る代替要員確保、保育サービス費用補助を行った場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）（厚生労働省）

仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護両立支援制度の利用者が出た場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

両立支援等助成金（出生時両立支援コース）（厚生労働省）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場環境整備を行い、男性の育児休業等取得者が出た場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長コース）（厚生労働省）

短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させた場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（選択的適用拡大導入時処遇改善コース）（厚生労働省）

500人以下の企業で社会保険の適用拡大を実施し、短時間労働者を新たに社会保険に加入させると同時に賃金引上げを実施した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（諸手当制度共通化コース）（厚生労働省）

正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）（厚生労働省）

正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（健康診断制度コース）（厚生労働省）

有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（厚生労働省）

有期契約労働者等の賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

キャリアアップ助成金（正社員化コース）（厚生労働省）

有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）（厚生労働省）

無期雇用への転換を実施した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）（厚生労働省）

高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）（厚生労働省）

65歳以上への定年引上げ等を実施した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）（厚生労働省）

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成します。

2019/10/16 掲載

人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）（厚生労働省）

生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善（賃金アップ等）と生産性向上を実現した企業に対して助成するものです。

2019/10/16 掲載

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）（厚生労働省）

生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

2019/10/16 掲載

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）（厚生労働省）

事業主団体が、その構成員である中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。

2019/10/16 掲載

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）（厚生労働省）

評価・処遇制度や研修制度等の雇用管理制度を導入・実施した場合に支給される助成金です。

2019/10/16 掲載

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）（厚生労働省）

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

2019/10/16 掲載

特定求職者雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）

雇用機会が特に不足している地域（※1）の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。（1年毎に最大3回支給）

2019/10/16 掲載

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（厚生労働省）

ハローワークまたは地方公共団体において、3ヶ月を超えて支援を受けている生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

2019/10/16 掲載

特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）（厚生労働省）

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な方をハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。

2019/10/16 掲載

特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）（厚生労働省）

平成23年5月2日以降、東日本大震災による被災離職者や被災地求職者を、ハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して助成されます。また、この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乗せが行われます。

2019/10/16 掲載

特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）（厚生労働省）

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

2019/10/16 掲載

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（厚生労働省）

高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

2019/10/16 掲載

中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）（厚生労働省）

中高年齢者（40歳以上）の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置（募集・採用や教育訓練の実施）にかかる費用の一部を助成します。雇用創出措置助成金の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

2019/10/16 掲載

中途採用等支援助成金（UIJターンコース）（厚生労働省）

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成します。

2019/10/16 掲載

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）（厚生労働省）

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図った場合に助成します。また、一定期間後に生産性が向上した場合には追加の助成があります。

2019/10/16 掲載

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）（厚生労働省）

再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

2019/10/16 掲載

労働移動支援助成金（再就職支援コース）（厚生労働省）

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇の付与や再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した事業主に、助成金が支給されます。

2019/10/16 掲載

雇用調整助成金（厚生労働省）

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

動 向

- 1月 7日 大日本蚕糸会 新年賀詞交歓会
- 1月 9日 商工中金 東京支店中金会 令和2年 新年合同賀詞交歓会
- 1月10日 日本繊維輸出入組合 2020年新年賀詞交歓会
- 1月14日 日本繊維機械協会 2020年新年賀詞交歓会
- 1月17日 日本繊維産業連盟 総会、新春講演会並びに賀詞交歓会

会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟 第132回通商問題委員会
2月 7日（金）14時～16時 於：繊維会館7F
- ☆ 当会 日絹工業会理事会・日絹連合会理事会、顧問との懇談会
3月 5日（木）15時～ 於：KKRホテル東京
- ☆ シルクセンター国際観光貿易会館 令和元年度第2回定例理事会
3月24日（火）14時～ 於：シルクセンター 大会議室
- ☆ 繊維会館 第20回理事会および評議員傍聴会
3月26日（木）11時～ 於：上野『精養軒』

イベント

- ☆ 2020 西陣織大会
1月31日（金）～ 2月2日（日）10時～17時（最終日 16時まで）
会 場：西陣織会館 5・6F

☆ 「The Japan Observatory」 at Milano Unica 2021 Spring/Summer

2月 4日（火）～ 6日（木）9時～18時30分

会場：イタリア ミラノ ロー フィエラ ミラノ

☆ 第89回東京インターナショナル・ギフト・ショー 春2019

2月 5日（水）～ 7日（金）10時～18時（最終日 16時まで）

会場：東京ビッグサイト 全館

☆ 二〇二〇桐生織物求評会

2月18日（火） 10時～17時

19日（水） 9時～16時

会場：綿商会館3・4F

☆ 2020長浜きもの早春のつどい

2月22日（土）15時～21時

会場：長浜市 浜湖月・慶雲館

☆ Intertextile 上海 Apparel Fabrics Japan Pavilion 2020 Spring Edition

3月11日（水）～ 13日（金）9時～18時

会場：中国 上海 中國國家會展中心